

ひまわり 向日葵

平成30年
第256号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌

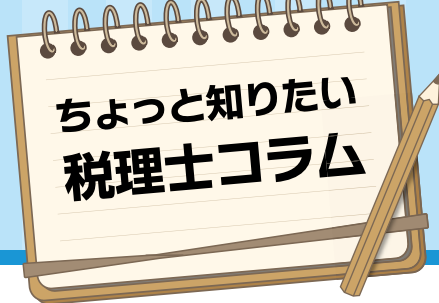


《静岡県》富士山・桜の名所龍巖淵

主な 内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	青年部会租税教室(プロレス)／出前授業／中小	
税務署だより……………	4-5	企業会計啓発普及セミナー実施報告……………	13
平成30年度税制改正大綱……………	6-7	法人会セミナーのご案内／法人会入会案内／新人	
教えて税理士さん!／本部研修会のご案内／		会員紹介コーナー／生活習慣病健診報告……………	14
各ブロック等税制研修会のご案内……………	8	人人……………	15
地域の名所／地域のイベント情報……………	9	本部通常総会のご案内／厚生親睦ゴルフ大会の	
社労士column……………	10	ご案内／確定申告陣中見舞報告／立川都税事務	
会社紹介……………	11	所からお知らせ……………	16
絵はがき展示報告／東村山ブロック研修会実		ブロック・支部活動実施報告……………	17-19
施報告／eTAX・eLTAX講習会実施報告／		法人会行事のご案内／支部合同・部会報告会のご案内…	19
タオル寄贈・署寄贈受け報告……………	12	recipe……………	20





販売なくして事業なし

この回から税理士コラムを担当します菊池です。

売上は経営者にとって最も気になるもの。決算が終わるころになると今期の数字とともに来期のこともそぞろ気になります。

そこで今回は、気になる売上について飲食店を例にとってその行動プランの立て方をお話します。

飲食店以外の業種でも考え方は同じですのでどうぞ最後までお読みください。

売上向上の行動プランを立てる前に、売上不足額の計算をしてみましょう。

1 必要売上と不足売上

①必要売上の計算

はじめに年間の必要売上を計算します(経費は直近3期の平均値。人件費は計画金額)

以下は、分かりやすくするため厳密さを欠きますがご了承下さい。

年間経費等(年間営業経費+年間人件費+年間仕入れ等の原価)+必要利益=必要売上高

(注1)借入金返済額は、返済原資が利益のため経費等として必要売上の計算根拠とします。

(注2)諸経費で大きく変動が予想される場合は、増減額を見積もって計算に組み入れます。

(注3)必要利益は経営ビジョン達成のための税引前利益です。

②不足売上の計算

次に不足売上の計算をします

必要売上-売上見通し=年間不足売上

不足売上の増加が目標となります。

大まかな不足売上額が分かりましたらつぎに市場機会への対応方針を検討してみましょう。

2 市場の分析と方向づけ

①市場と当社の分析

市場の分析は重要です。

よく使われる手法ですが、次のSWOT分析表に記入し、作戦をたてます。

市場の機会 (O) ←	当社の強み (S)
1.	1.
2.	2.
3.	3.
市場の脅威 (T)	当社の弱み (W)
1.	1.
2.	2.
3.	3.

②お店の進むべき方向

業界市場の機会(ビジネスチャンス)と脅威をリストアップし、これにお店の特徴である強みと弱みを対比させ、市場の脅威を避け、強みを活かし、機会に向けて商品、ターゲット顧客を決定します。

また、強みがみあたらない場合は、市場機会にむけて当店が勝てる強みを探し、これを強化します。

3 お店のイメージ戦略

売上UPをはかるには、お店のイメージも大切です。

なぜなら、お客様はお店のイメージ(価格、品質、サービス等のお店の特徴)を直感的に他店と比較し、購買を決定するからです。

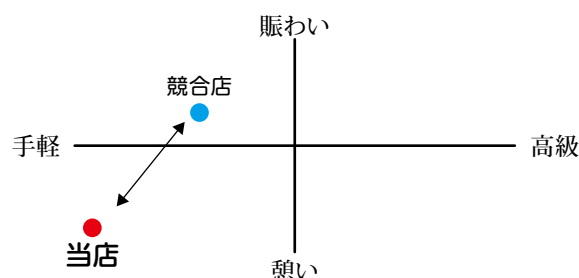
お店のターゲットとするお客様が最も支持してくれる特徴を選び、これをお店の中心にします。

お店のイメージを考える上で参考にしたいのが次のポジショニング分析です。

4 ポジショニング戦略

他店との違いを明確にし、当店の優位性を明確にするために2軸を用いてマッピングするツール、それがポジショニング分析です。

【ポジショニング分析の一例】



お店の進む方向(戦略)が違っていると戦いに負けますから、お店の特徴を誤ってはいけません。なんどもお客様の立場になって検討します。

check

- ☐ その特徴は、競合店との違いとしてお客様に明確に認識できるものか
- ☐ その特徴は、ターゲット顧客に支持されるものか
- ☐ その特徴で戦って、勝てる見込み(採算)があるか

競合店との違いが明確で、かつお客様からご支持をいただける特徴を選び、これを当店の強みとし、お客様にアピールし、さらなる集客方法を考えましょう。

5 行動プランの立て方

進むべき方向(戦略)、イメージ、ポジショニングが決まりましたら、いよいよ行動プランの策定です。

(1) 目標を達成するためのアイデアの抽出

① アイデアの収集列挙

目標を達成するためのアイデアをブレインストーミング^(注)やKJ法^(注)等により、スタッフ全員でできるだけ多く知恵を絞って列挙します。

(注)ブレインストーミング

よりよいアイデアを得ることを目的として、自由に意見が言える雰囲気、批判を禁止。意見の質より量を重視するアイデア収集法。

(注)KJ法

ブレインストーミングなどで思いついた多くのアイデア情報をカードに記し、関連性の高いカードをグループ化し分類・統合しながら意味をもつ単位に集約しそこから課題解決の糸口を得ようとする方法。

② アイデアの絞り込みとウェイト付け

アイデアを取捨選択し、絞り込みをします。(スクリーニング)

つぎに目標達成に必ず必要なものを重要度の高いものから順に並べます。

(2) 行動計画の策定と実行、評価

重要度の高いものから行動計画をたてて実行します

行動計画表はこれらの売上向上策と達成期限が記入されていること、そして実行担当者と責任者、毎日の必要売上高と実績売上高の記入欄を設けます。

実行したなら毎日・毎週・毎月、行動計画表に記入し、評価も記入します

(効果が出ない場合はさらに検討を加え、行動計画を練り直します)

まとめ

経営のあるべき姿を具体的にイメージし、行動計画として策定実践することは効果があります。

行動計画によって、どの方向に進むべきか、今何をすべきかがわかるからです。

Profile 菊池 芳平

東京税理士会東村山支部所属



平成元年開業。趣味はソロキャンプ、北アルプス登山、カラオケ。後継者への事業承継の経験をもとに後継者問題で悩める方、活きた経営実務のスキルを身につけたい方、その他地域の活性化のために役立つことをテーマとして活動しています。

- 事務所 西東京市新町 1-12-2
- TEL 090-5500-7297
- FAX 0422-54-5578
- e-mail info@kikuchitax.net
- URL www.kikuchitax.net

菊池芳平事務所

検索

税務署だより



平成29年分所得税及び復興特別所得税の期限内申告並びに期限内納付にご協力いただき、ありがとうございました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

ところで、確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

所得税等の確定申告が間違っていた場合等の手続

税額を多く申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手 続	更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	更正の請求書は、各年分の法定申告期限(通常は、各年の翌年3月15日)から5年以内に提出してください。

税額を少なく申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

手 続	修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(平成29年分の所得税及び復興特別所得税は平成30年3月15日(木)、消費税及び地方消費税は平成30年4月2日(月))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。 また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていた場合

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。

手続に当たっての留意事項

- 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書を提出する際には、マイナンバーの記載及びご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- 確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。
また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。
- これらの手続などについて、お分かりにならない点がありましたら国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)のお知らせ

平成30年度国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

- ◇ 試験概要 平成30年度の試験概要については、平成30年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。
- ◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL03-3542-2111 内線2163)

【参考：平成29年度の実施状況】

- ◇ 最終合格者数(全国)：244名
- ◇ 受験資格 平成29年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者
- ◇ 試験日程
 - (1) 受験申込受付期間 8月中旬
 - (2) 試験実施期間 9月から12月まで
 - (3) 最終合格発表 12月下旬

平成30年度 税制改正大綱

中小企業向け租税特別措置の延長と 事業承継税制が拡充される!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成29年12月22日に平成30年度税制改正大綱を閣議決定しました。デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置、さらに、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が盛り込まれました。

法人税関係

■所得拡大促進税制の改正

改正後の所得拡大促進税制は、青色申告書を提出する法人の平成30年4月1日から平成33年3月31日までに開始する各事業年度に適用されます。中小企業者について、前年度比1.5%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けることができます。増加割合が2.5%以上である場合など一定の要件を満たす場合は、給与等の増加額の25%まで控除税額が増加します。

■交際費等の取扱い

交際費等の損金不算入制度については、適用期限が2年延長されます。1人当たり5,000円以下の接待飲食費にかかる損金算入の特例、中小法人に係る800万円までの損金算入の特例についても2年延長されます。

■少額減価償却資産の特例

中小企業等に認められている少額減価償却資産の特例について2年延長されます。従来通り取得価額30万円未満の減価償却資産について、年間で300万円までは損金算入が可能です。

相続税関係

■事業承継税制の特例

現行の事業承継税制は、事業承継に係る株式の評価額の80%に対する相続税が納税猶予され、次の承継人へバトンタッチすれば免除される仕組みです。今回の改正では、株式の評価額の全部に対する相続税あるいは贈与税が納税猶予されるほか、猶予対象の株式の制限(総株式数の

2/3)が撤廃されることになりました。優良な会社の株式の評価については20%でも税負担が決して轻くないので、全額について納税猶予できることは画期的です。平成25年度税制改正で、雇用継続要件が瞬間の数字ではなく平均で評価されるなど、従来のリスクの大部分が解消されていたので、当面の税負担が生じなくなることです。ますます使いやすくなります。なお、改正後の事業承継税制を利用する場合は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに、特例承継計画を都道府県に提出して、認定を受ける必要があります。

■一般社団法人等に対する相続税

一般社団法人や一般財団法人は、出資者がいないのが特徴で、その持分を保有する者がいないため、一般社団法人等が保有する財産には、相続税がかからないという問題点がありました。平成30年度税制改正では、特定の一般社団法人等の役員が死亡した場合に、その一般社団法人等の純資産を同族役員の数で除して計算した金額を、遺贈により取得したものとして、その特定一般社団法人等に相続税を課税することになりました。平成30年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。ただし、平成30年3月までに設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税に適用されます。

■一般社団法人等に対する贈与等

個人から一般社団法人等に対して財産の贈与等があった場合に、贈与税等の負担が不当に減少する結果と認められる場合に、贈与税が課税されることについて明確化されます。平成30年

4月1日以後の贈与又は遺贈に係る贈与税又は相続税に適用されます。

■小規模宅地等の適用の厳格化

持ち家に居住していない者に対する特定居住用地等の特例について、①3年以内に、3親等以内の親族や特別の関係のある法人が所有する家屋に居住したことがある者、②相続開始時において居住していた家屋を過去に所有していた場合は、適用できなくなります。

貸付事業用地等の範囲から、3年以内に貸付け事業の用に供されていた宅地等が除外されます。平成30年4月1日以後の相続又は遺贈から適用されます。

所得税関係

■給与所得控除の縮小

給与所得控除については、一律10万円引き下げ、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入額を850万円とし、その上限額が195万円に引き下げられます。

■公的年金等控除の縮小

公的年金等控除については、一律10万円引き下げ、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、上限額が195万5千円となります。さらに、それ以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合、上記控除額を10万円引き下げ、それ以外の合計所得金額が2,000万円を超える場合は、上記控除額が20万円引き下げられます。

■基礎控除の改正

基礎控除については、一律10万円引き上げられます。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える個人については、控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える個人は、基礎控除が適用されないことになります。

■青色申告特別控除の改正

正規の簿記の原則に従って記録している者に対する青色申告特別控除が現行の65万円から55万円に引き下げられます。ただし、電子申告を行っている場合等には、青色申告特別控除は65万円となります。これらの所得税の改正は、平成32年分の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について適用されます。

消費税関係

■輸出物品販売場制度の見直し

免税販売手続きについて、電子化されます。

従来の購入記録票の貼付、割り印などの事務手続きが不要になり、大幅に緩和されます。平成32年4月1日以後の販売分からの適用になります。

■簡易課税の業種区分の変更

農林水産業のうち、軽減税率が適用される食用の農林水産物を生産する事業は第2種事業となります。平成31年10月1日を含む課税期間から適用されます。

その他

■森林環境税(仮称)の創設

平成36年度より、国内に住所を有する個人に対して年額1,000円を、個人住民税と合わせて徴収されます。

■国際観光客税(仮称)の創設

国外へ観光で出国する際に、出国1回につき1,000円が課税されます。平成31年1月7日以後の出国に適用されます。

■たばこ税の見直し

国及び地方のたばこ税の税率を1本あたり3円引上げ。平成30年10月1日より1本あたり1円ずつ3段階に分けて実施されます。また、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されます。

■国税のコンビニ納付

国税のコンビニ納付について、自宅でQRコードを出力することにより行うことができるようになります。平成31年1月4日以後の納付から適用可能です。

■大法人に対する電子申告の義務化

大法人の法人税及び地方法人税の申告については、電子申告によることが義務付けられます。添付書類についても、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等による提出が義務付けられます。平成32年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TSK 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

教えて 税理士さん!



「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。



質問

仮想通貨に係る会計処理について教えてください。

(東村山市 T. K.)

回答

ビットコインに代表される仮想通貨は昨年から活況を呈しており、個人のみなならず法人が仮想通貨を保有するケースも急増しています。もし仮想通貨を保有した場合、どのように会計処理をすればよいのでしょうか?

まず、仮想通貨を取得した時には、取得時の支出額を取得価額として計上します。

次に、同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した時には、原則として移動平均法による単価計算を行います。継続適用を要件に総平均法によることも認められています。

そして仮想通貨を使用した時には、取得価額との差額を使用により得られた利益として認識します。ここでいう使用による利益とは、仮想通貨の売却だけでなく、仮想通貨を使った買い物や仮想通貨間の交換などにより得られた利益も該当します。

最後に仮想通貨を保有することによる含み益については、使用による利益には該当しないことから、個人の場合には含み益について雑所得として課税されることはありません。また、法人が保有する仮想通貨についても、独立の専門部署を設けて行っているような特殊な場合を除いて、期末時に時価評価をすることはないと考えられます。

なお、現時点における仮想通貨に関する会計・税務の整備状況は十分とは言えず、実務上判断に迷うケースは多々あるものと思われます。そのため、指針等が定められていない取引については一般に公正妥当な会計処理を選択しつつ、最新動向を注視していくことが肝要です。



回答者

東京税理士会東村山支部所属 木村公認会計士 税理士事務所
公認会計士 税理士 木村 智宏

申込不要
入場無料

本部研修会のご案内

【講師】 NHK 大相撲解説者
舞の海 秀平 氏

【日時】 平成30年5月30日(水) 16時30分開催

【会場】 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

一般の方もご参加いただけます(無料)



参加費
無料!

各ブロック等 税制研修会のご案内

【演題】 30年度税制改正及び消費税軽減税率制度の概要について

【講師】 東村山税務署法人課税第一部門担当官

※全会場同一内容です。

どなたでも参加できます。

ブロック等	日程	時間	場所
清瀬支部	5月10日(木)	16時30分	清瀬商工会館(清瀬市松山2-6-23)
東久留米ブロック	5月11日(金)	18時45分	東久留米商工会館(東久留米市幸町3-4-12)
小平ブロック	5月15日(火)	16時	ブリヂストンクラブ(小平市小川東町1-18-15)
西東京ブロック	5月16日(水)	16時10分	谷戸いちょうホール(西東京市谷戸町2-12)
東村山ブロック	5月17日(木)	16時	東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

地域の名所

清瀬市郷土博物館

清瀬市郷土博物館は、昭和60年11月に都内では数少ない市立博物館として、また、これまでの博物館のように、ただ単に展示物を見せるだけの施設ではなく、見て・触れて・体験して、さらに新たな市民文化を創造していこうと、全く新しい形の博物館としてオープンしました。

そのため、館内は歴史展示室・民俗展示室・映像展示室の他、清瀬の地形、歴史や伝統芸能・文化財などの情報を提供するインフォメーションセンターや、先人の暮らしの一部を体験することができる伝承スタジオ、芸術作品等を間近で鑑賞することのできるギャラリーなどを配置し、特色のある施設となっています。

また、武蔵野の雑木林を再現した木々や野草に囲まれたシルバークレーの建物は、昭和62年に（株）東京建築士事務所協会の東京建築賞最優秀賞を受賞しました。

そして、この郷土博物館は開館以来、文化の拠点として、また身近で親しみのある博物館として、市民の皆さんのご意見・ご要望などを取り入れながら、他では見られない「清瀬らしさ」を追求し、様々な事業を展開しています。

清瀬の郷土文化に触れに、皆さんも、ぜひおいでください。

【所在地】清瀬市上清戸二一六四一



地域のイベント情報

東村山

第29回 東村山春の緑の祭典

「みどりは地球の宝もの」

- 【日 時】 4月29日(祝)
午前10時～午後3時
(式典は午前10時30分から)
※雨天中止
- 【場 所】 都立東村山中央公園
(富士見町5-4-67)
- 【問合せ】 みどりと公園課
☎(042)393-5111(代)
- 【内 容】 アトラクション(ミニSL、模擬店、PRコーナーなど)、緑の絵画、写真展示(募集終了)、野菜、植木等の販売
- 【主 催】 東村山市緑を守る市民協議会

清 瀬

平成30年度 憲法週間行事

「講演と映画の集いin清瀬」

市では憲法週間を記念して、人権意識啓発と憲法に対する理解を深めるため「講演と映画の集い」を開催します。

- 【日 時】 5月11日(金)13時30分から17時
(開場12時30分)
- 【会 場】 清瀬けやきホール(定員450名)
- 【講 師】 安藤 和津(エッセイスト・コメンテーター)
(内容：認知症の母と暮らした10年
～私のサヨナラの伝え方～)
- 【映 画】 ペコロスの母に会いに行く
(監督：森崎東 原作：岡野雄一 2013年／
日本／113分) ※入場無料、当日会場先着順
※映画は日本語字幕付きで上映
- 【問合せ】 東京都総務局人権部 03-5388-2588
東京法務局人権擁護部 03-5213-1366
清瀬市秘書広報課 042-497-1808

社労士 column 2018年4月からの改正法令の実施について

- 1 改正障害者雇用促進法**が施行され、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わることであり、法定雇用率が改定されます。また、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります。法定雇用率は次の通りとなります。

事業主区分	法定雇用率(%)	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0	2.2
国、地方公共団体等	2.3	2.5
都道府県等の教育委員会	2.2	2.4

さらに、精神障害者である短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上30時間未満の方)の算定方法見直しにより、新規雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方でかつ平成35年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、1人をもって1人とみなされます。(現行0.5→1.0)

- 2 改正労働契約法**の発効により、同一企業との間の有期労働契約が「5年を超えて反復更新」され、「1回以上有期労働契約の更新」が行われ、現時点で「同一企業との間」で労働契約を結んでいる労働者は、当該企業に対して「無期労働契約への転換を申し込む」ことができ、「労働者から有期労働契約期間満了日までに申し込んだ場合、企業は無期労働契約への転換をする」こととなります。契約社員・パート・嘱託などの名称を問わず、これらすべてに該当する有期雇用者「全員」が対象になり、原則、企業が労働者からの申し込みの拒否はできず、本年4月1日で在籍5年経過する労働者が希望すれば転換が実現します。

以上、働き方改革対応とコンプライアンス重視の経営が企業存続の決め手になるでしょう。

筆者紹介 石津 雄美(いしづ たかよし) 2018年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属)
 オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ(株)代理店、O3S(ワンストップソリューションサービスチーム)=AFAC 主宰) 一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員



略 歴
 ■昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
 ■保有資格 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
 ライフ・コンサルタント(生保協会)、年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
 ■平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格—特定社労士資格取得
 ■平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事 務 所
 ■所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-7-1 雅ミヤビ17ワイズA
 ■TEL 090-1738-7991
 ■e-FAX 03-4496-5373
 ■e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



株式会社 小暮工務店

常に感謝の心を

当社は、昭和47年8月現在の地に貸店舗を借り、注文住宅、建売住宅、店舗等、一般の建設、不動産の仕事をする会社を起業しました。早いもので、今年で創業45年になります。

現在のビルを昭和51年に建設しました。その間、第一次オイルショック、バブルの崩壊、リーマンショック等の様々な困難に遭いましたが、その都度、何とか乗り越えることが出来ました。

この業界も非常に様変わりして、建売住宅、賃貸住宅の形態も変わり、大変な時期にあります。以前からあった同業の方々も、半分くらいになってしまいました。当社も前社長が亡くなり、一時はどうなるかと思いましたが、既に12年が経ちました。一生懸命に働いて残してくれた、この会社を長女と共に、地元、地域の方々に信頼されるよう、誠意を持って守っていきたいと思っています。

法人会の活動も出来る限り参加し、微力ではございますが、お役に立てるように頑張っています。



代表取締役 小暮 敏恵

株式会社 小暮工務店

東京都知事免許(13)第23425号
建築設計施工・不動産管理・仲介売買

- 代表取締役 小暮 敏恵
- 所在地 東久留米市中央町2-1-53
小暮ビル1階
- TEL 042-471-2324
- FAX 042-473-5767

絵はがき展示 報告 女性部会

平成29年度の税の絵はがき優秀作品は東村山税務署協力のもと、確定申告期間に掲示され、申告来場者約2万5千名にご覧いただきました。確定申告終了後は、本館1階ロビーにて展示しております。ぜひ子供さんたちの力作をご覧ください。



東村山ブロック研修会 実施報告



研修状況



講師 仙洞田氏

東村山ブロック主催の新春研修会が、2月16日(金)16時より東村山法人会館において開催され、(株)ウィズケアパートナーズの仙洞田洋登氏を講師に迎え、「在宅医療事業の実際と健康寿命の増加」に関する講演を行っていただきました。自身の生活習慣を見直し、和食中心の食事や運動を心がけ健康寿命を伸ばしていくことや、在宅医療の現状と課題を知ることができました。

e-Tax・eLTAX講習会 実施報告

2月14日(水)東村山法人会館において国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。東村山税務署法人課税第1部門法人審理担当上席藤田滋之氏からe-Taxの初期登録手続き等から各種手続きについて、立川都税事務所事業税課法人事業税班川口啓介氏と成田昌彦氏からeLTAXの利用開始手続きや地方税申告データ作成方法について当会館備付のパソコンを活用して学び自宅や職場からできる申告納税システムを体験いただきました。また、受講者からのご質問にも丁寧に回答いただき、有意義な講習会となりました。次回は9月に実施する予定です、是非ご参加下さい。



講習状況



東村山税務署
藤田滋之氏



立川都税事務所
川口啓介氏 成田昌彦氏

タオル寄贈・署寄贈受け 報告

タオル一本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、今年度は西東京市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



鈴木署長と女性部会員

3月5日(月)東村山税務署より、当会女性部会へ未使用タオルを寄贈して頂きました。いただいたタオルは女性部会の社会貢献活動「タオル一本運動」に活用させていただきます。

税務署の皆様の温かいお心遣いに、心より感謝申し上げます。
(女性部会)



西東京社会福祉協議会への寄贈
(中央：塩月副部長)

青年部主催 租税教室(プロレス)

実施
報告

平成30年3月11日(日)、小平市立小平第一中学校体育館において、小平市教育委員会及び小平市社会福祉協議会後援による、『租税プロレスvol.3 3.11東日本大震災チャリティフェスティバル2018』と題して青年部会主催の租税教室を行いました。

今回で3回目となる当事業ではまず、アマチュアプロレスW.I.Nにエキシビジョンマッチを行っていただいた後、小平第三小学校児童による「三小よさこい」で鳴子の音色を聞きアイドルグループ仮面女子候補生によるアイドルライブを鑑賞しました。

その後、租税教室として多摩地区出身のお笑いコンビ、ちょーちゃんあんこーに税金を題材にした漫才をしていただき、参加された子どもから大人まで税金について学んでいただきました。

今回のメインタイトルは東日本大震災チャリティであり、地震が発生した14時46分に合わせ出演者と参加者全員で被災し犠牲になられた方また、そのご

家族の皆様にご挨拶と黙祷を捧げました。

最後に女子プロレスアイスリボンを交えた租税教室、通常のプロレスのシングルマッチ、メインイベントの租税クイズタイトルマッチを行いました。税金クイズタイトルマッチでは税金クイズを出題し、クイズに正解すると勝利するというルールで来場した子どもから大人まで、楽しみながら税金について学んでいただくことができました。当日は、約650名の方にご来場頂き、素晴らしい事業が行えました。

また、今回は会場に併設し、消防車とパトカーの展示を行い、子ども達に消防官や警察官の格好をしてもらうなど、職業を身近に感じられるイベントも行われました。

今後、青年部会として『租税プロレス』を継続して行い、多くの参加者に租税に対する意識を高めるとともに、公益性ある事業を各地域で行っていきたいと思います。

記 青年部会副部長 山崎臣樹



三小よさこい



出演者の皆様



租税プロレスチャンピオンベルトを遠藤部会長が授与しました

青年部会主催 出前授業

実施
報告

3月3日(土)西東京市立中原小学校の体育館において6年生全クラス約130名を対象に租税教室(出前授業)を開催しました。先生役は西東京ブロックの浜中幹事に務めてもらい部会員13名がお手伝いを実施しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、その後、そのアニメを題材にしたクイズ5問を交えた授業を行いました。また、本物そっくりの1億円レプリカを手にしてもらい、その重さを体験してもらいました。当日は多くの青年部会員に参加頂き、子供たちに税金の大切さを伝えました。

生徒さんの感想

- この租税教室で税金の大切さが分かった。
- 僕はこれをやるまで、税金は悪いイメージが少しあったけど、税金が無くなると大変なことになることを知れたので今は税金に対しての悪いイメージが無くなりました。
- 100円ショップなどで税金面倒って思ったことがあったけど、もし税金が無くなっ

たら今の倍以上お金が、必要になったり色々なことが不便になってしまったりすることが映像を見て分かった。

- クイズを出していたり映像を出していて分かり易く、クイズは難しい問題も出してくれて楽しく学ぶことができた。だから税金についての印象が付いてよく分かったと思う。学んだ事をこれからは生かしていきたいです。



浜中幹事



授業風景

会計啓発普及セミナー

実施
報告

2月2日(金)東村山法人会館において東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による今年度2回目の「平成29年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。中小企業診断士の和田純子氏を講師にお迎えし、「中小企業会計要領の手引き」を使い財務会計の基本構造・事業計画の策定・改正税法のポイントなどをわかりやすく解説していただきました。次回は9月に予定しています。是非ご参加下さい。



研修状況

東村山法人会 セミナーのご案内

**参加費
無料!!**

決算法人説明会	5月 9日(水)	13時30分～16時
	6月 6日(水)	
新設法人説明会	5月24日(木)	13時30分～16時10分
税務教室「役員給与について」 「減価償却の概要」	5月22日(火)	15時～16時
	6月26日(火)	

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越しください。

どなたでも参加できます！

参加ご希望の方は東村山法人会事務局にお電話ください。

☎042-394-7654



新入会員紹介コーナー

地元の一橋大学卒業後、日米公認会計士の資格を取得しました。大手企業、監査法人勤務後、1996年日本を飛出し、タイ・バンコクの日系会計事務所に勤務いたしました。

東京で1998年独立開業し、在日外資系企業等の会計及び監査業務を行っております。

2001年A.I.Network(Thailand) Co.,LTD設立し、現在30人のスタッフを抱えています。

ODA業務の為、2008年ベトナム・モンゴルに、2012年シンガポール、ミャンマーに拠点を設立しました。2016年にミャンマーJMEIC理事に就任しました。2017年FASF国際会計人材ネットワーク登録いたしました。(使用言語：英語、タイ語)

今般、縁があり小平第3支部へ入会致しました。一年の大半は海外へおりますが、地元の方々との交流、情報交換を楽しみにしております。

■法人名 A.I. ネットワーク(株)
■代表者 井上 慶太
■住所 小平市学園東町2-4-22
■電話 042-341-6711
■FAX 042-341-6721
■支部 小平第3支部
■会員区分 正会員

新入会員紹介

自平成30年1月1日～至平成30年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
小平第1支部	小平市小川町1-555	倉石秀直税理士事務所	倉石 秀直	税理士	042-312-1070
西東京第1支部	西東京市田無町1-4-1	八代智志税理士事務所	八代 智志	税理士事務所	042-497-6661

報告

生活習慣病健診報告

2月上旬から下旬にかけて平成29年度2回目の一般財団法人全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が東大和市民会館ハミングホール、田無タワー、東久留米スポーツセンターで実施され、約180名の方が受診されました。本健診は法人会員である経営者とその従業員、ご家族の皆様のための福利厚生事業であり割引価格で受診できます。検査はコースを自由に選べ、オプション検査も追加できます。(細部は下段をご確認ください)

次回は7月に予定しています。是非ご利用下さい。



健診会場



千葉 清久 さん

ひと
ひと

小平第3支部 広報委員

千葉 清久 さん



お世話になります。小平第三支部で地区委員の千葉 清久と申します。東村山法人会では広報部員として広報誌の制作をお手伝いしています。

小平市育ちの私は地元小平第八小学校、第三中学校と卒業後高校は府中市でしたが小平で過ごしてきました。高校卒業後はコピー機メーカーに就職しコピー機修理のサービスマンとして多摩地域や都心を回っていました。

この時に自分のユーザー様を持った時にふと家業の事を考えるようになりサラリーマン生活10年後家業の株式会社千葉測量機に再就職しました(当時は有限会社でした)。まったくの畑違いでコピー機よりも繊細な仕事になかなか慣れませんでした。しかしここに入ったら後は無いとの気持ちで測量機器メーカー主催の修理研修会等に積極的に参加し技術の習得に励みました。

その中で忘れられない出来事が東日本大震災の時です。土地家屋調査士のユーザー様から一本の電話がありました。東北の土地家屋調査士さんが被災され復興で測量したいけど道具が無い。千葉さん協力してもらえないかなど。

当社も何か協力したいと思っていた所ですと快諾。東京都土地家屋調査士会を窓口に関材を、販売出来ないけど使える機材等当社にてしっかりと心を含めて点検調整をして寄付をしました。東北の調査士の方、窓口

になつて頂いた東京の調査士会の方から安心して使えるとのことお言葉を頂き少しでもお役に立てたかなと思いましたが。

当社がいつも思っている事は当社より販売した品物は責任を持って調整、点検をすることです。当社を信頼して精密機器を購入して頂いてますので簡単な調整はその日に、翌日の仕事を止めさせないを心がけています。

又、法人会では数年前からではありませんが地域との交流も考え活動に参加しています。

活動してみると地元だけに先輩や後輩、同級生と交流の場も増えましたし、異業種の方々にも色んなご指導を聞ける良い機会をもらったと、参加してよかったと思っています。地域では少年サッカーチームの監督として子供達と楽しくサッカーをしています。こちらも地域の知っているおじさんと言う気持ちで普段から子供達に声を掛けています。サッカーは自分自身もプレーヤーと



して試合に参加したりしています。サッカー協会の役員として小平市のサッカーの発展、体育協会代表委員として飛び回っています。

法人会の活動を通じて今までに接する事の無い地域の会社様と交流が出来て自分自身楽しく活動をしています。今後もこの活動を通じて色々な業種の方々と意見交換をしながら法人会はもとより地域活性に取り組んでいきたいと思っています。

株式会社 千葉測量機

代表取締役 千葉 清久

ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第6回 通常総会

期日 平成30年5月30日(水)14時30分

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

ご案内

東村山法人会 第25回 厚生親睦チャリティゴルフ大会のご案内

日時 平成30年6月7日(木)スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654



報告

確定申告陣中見舞報告

2月5日(月)東村山税務署署長室において、東村山法人会村野会長より鈴木東村山税務署長へ確定申告期陣中見舞いとして法人会特製ボールペンを進呈しました。



村野会長 鈴木東村山税務署長

立川都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。利用できる手続きは下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など
電子納税	○本税の納付 ○見込納付(確定申告分のみ) ○加算金の納付 ○延滞金の納付

eLTAXのご利用時間 【各手続きの受付時間】

平日 8時30分～24時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

利用手続についてのお問い合わせ

ホームページ <http://www.eltax.jp/>
ヘルプデスク 0570-081459(ハイシンコク)

(左記電話につながらない場合: 03-5500-7010)
平日 9時～17時(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

エルタックス 検索

申告内容や納税についてのお問い合わせ

【電子申告・電子申請・届出】立川都税事務所事業税課法人事業税班 042-523-3174

【電子納税】立川都税事務所徴収課徴収管理班 042-523-3181



●国税の電子申告・電子納税等については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

ブロック・支部活動実施報告

報告 新春賀詞交歓会

東村山ブロックと西東京ブロック及び清瀬支部において新春賀詞交歓会が開催されました。ご参加頂いた会員同士で平成30年の活躍を誓うとともに情報交換を行い、懇親を深めました。

	実施日	会場
東村山ブロック	2月16日(金)	東村山法人会館
西東京ブロック	2月3日(土)	日本海庄や田無店
清瀬支部	2月9日(金)	清瀬商工会館



東村山ブロック



西東京ブロック



清瀬支部

報告 東村山第1支部 ボウリング大会実施



参加者

2月10日(土)久米川ボウルにて恒例の親睦ボウリング大会を大勢の会員の皆様のご参加で開催することができ、ありがとうございました。

ボウリングは老若男女、誰しものが楽しめるスポーツで、ゲーム中は日頃見られない笑顔あり、笑いあり、拍手喝采あり、皆さんそれぞれが楽しんでいらっしゃいました。

ボウリングの後の交流会では表彰式、そしてカラオケ大会も実施し、楽しく交流会を深めていただきました。第1支部は仲良く、共に考え、共に発展向上をめざす会ですので、どうぞ遠慮なく、お気軽に参加していただきますようお願いしております。

報告 東村山第4支部 日帰り研修会

2月4日(日)第4支部は大人22名、子供3名の参加を頂き「千葉房総ゆったり日帰り旅行」に行ってきました。お天気に恵まれ、東京湾アクアラインを走り、最初の見学地は今人気の濃溝の滝、そして早朝ならばハートの形の写真が撮れる亀岩の洞窟を見学。

次は楽しみの「木更津ホテル三日月」でランチバイキングと入浴で休憩、広い海を見ながらの入浴は最高でした。車中も楽しく皆様のご協力ありがとうございました。



ホテル三日月前にて

報告 東村山第6支部 ボウリング大会実施



参加者

2月5日(月)、久米川ボウルにおいて、恒例の支部イベント「新春親睦ボウリング大会」が、子どもを含む41名の参加により、川村副支部長の開会挨拶、前回優勝者の始球式に続き、参加者全員が童心に帰って、ボウリングを楽しみました。

ゲーム後の懇親会は、飯島支部長の挨拶、多田相談役の乾杯で始まり、和やかな雰囲気の中、BBQで大いに盛り上がり、会員同士の親睦交流を深めることができました。成績は、てんぷら天喜の田崎様が見事優勝。参加者一人ひとり賞品を手し、大変有意義なひと時でした。

ご参加いただきました参加者の皆様、賞品をご提供いただきました皆様、お手伝いいただきました役員の皆様、感謝申し上げます。

報告

小平第1支部 ボウリング大会

2月22日(木)、恒例の法人会小平第1支部「厚生・親睦ボウリング大会」を東大和グランドボウルにて開催致しました。これも会員各社様からの心温まる各種ご協賛等も多数頂きました結果と、心より感謝申し上げます。

また開催に向けては、2月当初からの各地区委員による「申込み書」の一社一社への配布からの始まりでしたが、お陰様で5回目となる今回も会員各社より前年を上回る91名のご参加を頂きました。ご協力またご参加ありがとうございました。

賑やかに競い合いながらも、親睦と交流を深め合うひと時となりました。各賞品も大小様々、思わぬ副賞にも拍手喝采です。楽しみの一杯詰まった参加賞袋は興味津々、恒例となった全員参加のジャンケン大会も大盛り上がりとなり、最後は次会を約しての一本締めにて無事終了となりました。

支部長 神石直樹



参加者

報告

西東京第1支部 一泊研修旅行

戸倉上山田温泉と善光寺・諏訪大社を訪ねて

平成30年2月18日～19日に開催した西東京第1支部の研修旅行は田無郵便局本局のまえからスタートし関越・上信越を走り一路、長野県を目指し走り出しました。

昼食会場では併設されていた蜂天国なる施設は、長野県人がどれだけスズメバチが好きなんだろうと思われるような巨大な巣の展示や、蜂の巣アートを鑑賞後、海野宿では昔の街道筋を堪能し、創建年度が古すぎて判らない位由緒正しい生島足島神社を参拝して戸倉上山田温泉千曲館にて宿泊しました。

楽しく温泉宿を堪能した翌朝は、心を清めるため善光寺を参拝し、真田十万石の松代宮坂酒造、松代象山地下壕を見学しました。昼食後は諏訪大社(本宮)を参拝し、清々しい心持にて田無へと帰ってきました。第1支部会員の皆様と交流が更に深まり楽しい研修となりました。

西東京第1支部 塩月哲朗



諏訪湖にて

報告

西東京第2・4支部合同 日帰り研修会



迎賓館赤坂離宮にて

2月6日(火)西東京第2支部、第4支部は恒例の日帰り合同研修会を行いました。今回は国宝の迎賓館赤坂離宮が抽選で当たり、そこを中心に実施しました。当日は総勢28名、晴天にも恵まれ、午前中に国の重要文化財に指定されている上野の旧岩崎邸を見学、不忍池を散策して東天紅に向かいそこで中華のコース料理の昼食を堪能しました。

そして午後、迎賓館赤坂離宮を見学、外観の美しさを差し置いても2階大ホール他、各部屋の内部空間の美しさ、室内装飾類のすばらしさに圧倒されました。

その後、東京都庁の展望台で眺望して帰路につき、午後6時無事に解散いたしました。

記 第2支部長 小堀好美

報告

西東京第4支部 日帰り研修会

平成30年2月14日(火)西東京第4支部研修会を実施しました。当日は好天に恵まれ朝7時30分に小型マイクロバスにて総勢11名で出発し、築地市場に向かいました。

今回は築地市場で買い物の時間を2時間とりましたが大勢の人でにぎわっており、特に豆腐店の行列は度肝を抜かれました。魚類関係の商品は新鮮で市場の3割から5割は得ではないでしょうか。皆それぞれ買い物し、両手に買い物袋一杯買い込んで次に昼食ランチに向かいました。昼食場所であるシンフォニークルーズの前で写真を撮り、船に乗り込み素晴らしい雰囲気の中でランチを待ちました。この船は、1,084トン、乗客数450名とかなり大きなクルーズです。船でランチをするなんて最高の日です。約2時間の運航で皆大満足し、次に相田みつお美術館に向かい約1時間の見学でした。時間が足りないと言われるほどで、中身の良い美術館でした。特に印象に残った文章では

【アノネ がんばらなくてもいいから具体的に動くことだね】みつお でした。そして、無事研修会を終えました。



クルーズ前にて



昼食会場



報告 東久留米第2支部 研修会実施

3月7日(水)日帰り研修会に行ってきました。参加者11名の不断の心がけのおかげで天候に恵まれ、朝8時15分マイクロバスで東久留米を出発し、葛飾柴又へ。

寅さん、矢切の渡し、仏教の守護神帝釈天、見事な彫刻に感動し、料亭 糸びす屋で豪華な昼食をいただきました。午後は墨田区のたばこと塩の博物館に行き、たばこ・塩・ちりめん細工の歴史と文化、その製法・味・機能等を勉強し、教養を深めました。

今回は支部員の親睦と、今後の支部活動に有意義な研修会となりました。

記 東久留米第2支部 鈴木



柴又帝釈天前にて

法人会行事のご案内

平成30年3月26日現在

月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時間	説明会・研修会・会議等	場 所
4.20(金)	16:00	第1回広報委員会	法 人 会 館	5.18(金)	14:00	源泉所得税実務研修会等	法 人 会 館
4.24(火)	15:00	税務教室	//	5.22(火)	15:00	税務教室	//
4.25(水)	15:30	第1回理事会	//	5.24(木)	13:30	新設法人説明会	//
5. 8(火)	14:00	個別融資相談会	//	5.30(水)	14:30	第6回通常総会	パレスホテル立川
5. 9(水)	13:00	労務経営相談会	//	//	16:30	本部研修会	//
//	13:30	決算法人説明会	//	//	18:10	交流会	//
5.10(木)	17:10	清瀬支部報告会	清 瀬 商 工 会 館	6. 6(水)	13:30	決算法人説明会	法 人 会 館
5.11(金)	18:00	東久留米支部合同報告会	東久留米商工会館	6. 7(木)	8:00	第25回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5.15(火)	17:00	小平支部合同報告会	プリヂストンクラブ	6.12(火)	14:00	個別融資相談会	法 人 会 館
5.16(水)	10:00	ビジネスマナー研修	法 人 会 館	6.13(水)	13:00	労務経営相談会	//
//	15:00	西東京支部合同報告会	谷戸いちようホール	6.26(火)	15:00	税務教室	//
5.17(木)	17:10	東村山支部合同報告会	法 人 会 館				

第5回 支部合同・部会報告会のご案内

税制研修会はどなたでもご参加頂けます。(参加費無料) ※報告会、交流会は会員のみご参加頂けます。

支部等	日にち	報告会&税制研修会&交流会 開始時間			場 所
東村山ブロック	5月17日(木)	16時～ 税制研修会	17時10分～ 報告会	18時～ 交流会	東村山法人会館
小平ブロック	5月15日(火)	16時～ 税制研修会	17時～ 報告会	18時～ 交流会	プリヂストンクラブ
西東京ブロック	5月16日(水)	15時～ 報告会	16時10分～ 税制研修会	17時～ 交流会	谷戸いちようホール
東久留米ブロック	5月11日(金)	18時～ 報告会	18時45分～ 税制研修会	19時45分～ 交流会	東久留米商工会館
清瀬支部	5月10日(木)	16時30分～ 税制研修会	17時10分～ 報告会	18時15分～ 交流会	清瀬商工会館

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

Recipe 新生姜と胡瓜の中華風サラダ

Instructor

東久留米第1支部
野島 貞夫さん



つくりかた

胡瓜を千切りし、ビニール袋に塩少しと一緒にに入れて5分間置きます。
5分経ったら、胡瓜の水を搾って、千切りした生姜と塩コショウ・醤油、お酢、砂糖、胡麻油を大きなボールに入れて、よく混ぜたら完成です。



材料

胡瓜
新生姜
塩コショウ
醤油
お酢
砂糖
胡麻油

税に関する質問募集

「教えて税理士さん！」コーナーの質問を募集しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

募集要項 質問を100字以内でお願いします。匿名でOK

- ①ホームページ「教えて税理士さん！」をクリックしてご記入下さい。
- ②メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
メールアドレス info@higashimurayama-hojinkai.or.jp クリック
ファクス番号 042-392-3820
- ③広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、連絡のための連絡先をご記入下さい。 問い合わせ先 東村山法人会事務局 TEL042-394-7654

教えて税理士さん!



募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事も募集しています

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。写真は、地域の話のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集規定

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2ヶ月前の月末までにご応募ください。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

東村山法人会HP
QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [256号] 平成30年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載